

災害公営住宅基本設計等業務競争参加希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部において、平成 24 年度から 26 年度までに、実施を予定する災害公営住宅基本設計等業務に係る競争参加希望調査を、次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による参加希望調査の実施までの間(最大 3 か年分)の競争参加に係る指名の基礎資料とします。ただし、事業の進捗により期間の短縮変更があります。

1 本調査参加者が行う業務の概要

- (1)災害公営住宅基本設計等業務については、当機構が地方公共団体の要請に基づき災害公営住宅を整備する場合に実施するものです。
- (2)本調査参加者が行う災害公営住宅基本設計等業務とは、配置計画検討、性能仕様等基本水準検討、商品企画の検討、設計条件等の整理、法令上の諸条件の調査及び地方公共団体等関係機関との打合せ、基本設計図書の作成等の業務をいいます。(実施設計業務は含まれません。)
- (3)なお、災害公営住宅の建設工事は、特殊な工法、構造の場合を除き、設計・施工一括方式にて発注することを原則としています。
従って本調査により参加した者が行った業務成果を活用し、工事に係る公募を行うこととなります。

2 調査対象区分等

- (1)岩手県、宮城県及び福島県において、平成 24 年 4 月 16 日以降、指名プロポーザル方式による発注が見込まれる基本設計等業務に係る、次の区分を対象とします。
なお、希望する区分の重複は可とします。

業務対象県	申込区分	
	木造建物（戸建・集合共）	R C 造建物
I 地区（岩手県）	I-①	I-②
II 地区（宮城県）	II-①	II-②
III 地区（福島県）	III-①	III-②

- (2)調査は業務希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。
- (3)なお、各区分における発注見込み件数については、現時点では未定であり、区分によっては、発注がない場合もあります。

3 調査資料提出の要件

調査資料を提出希望の者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業又は設計共同体とします。

(1)単体企業

①当機構の関東地区における平成 23・24 年度の測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「建築設計」の認定を受けている者とします。

なお、当該資格の認定を受けていない者についても、当該認定の随時登録申請を並行して進めていただくことを条件に本希望調査資料の提出を認めますが、登録認定を受けられなかった場合には、提出された資料は無効とします。（登録申請の手続き等の詳細については、当機構のホームページ

(<http://www.ur-net.go.jp/order/info.html>) をご覧ください。)

②調査資料を提出する者は、建設業許可者と資本面・人事面で関係※がないこと。

※認定基準：関連があると認められる者とは、おおむね以下のような者とする。

[1]建設業許可者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。(100 分の 50 を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株式又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。)

[2]建設業許可者の代表権を有する役員が調査資料提出者の代表権を有する役員を兼ねている場合。

[3]建設業許可者との間において特別な提携関係があると認められる場合には、調査資料については、その実態に即して判断する。

③業務履行に従事できる次の技術者を有する者で、建築士法に基づく建築士事務所登録を行っている者としてします。

イ. 木造建物の設計を希望する場合（申込区分 I-①、II-①、III-①）

一級建築士、二級建築士又は木造建築士を 2 名以上常時雇用している者としてします。

ロ. RC造建物の設計を希望する場合（申込区分 I-②、II-②、III-②）

一級建築士を 3 名以上常時雇用している者としてします。

④主要業務の実績として、平成 13 年 4 月 1 日から調査資料提出開始日前日まで(以下「実績確認期間内」という。)に、次の建物設計業務（配置計画検討業務も可。）を完了した実績を有することとしてします。

なお、建物構造別(木造及び RC 造)の実績を確認します。

イ. 木造建物の設計を希望する場合（申込区分 I-①、II-①、III-①）

次のいずれかの設計実績があること。

- ・実績確認期間内に、申し込みを希望する業務対象県内において、5 戸以上の木造住宅の設計実績があること。
- ・次項ロと同様の設計実績があること。

ロ. R C造建物の設計を希望する場合（申込区分 I-②、II-②、III-②）

次のいずれかの設計実績があること。

- ・実績確認期間内に、1棟又は複数棟からなる5階建以上100戸以上の機構又は公的機関のR C造共同住宅の設計実績があること。（対象地区は問いません。）
- ・実績確認期間内に、申し込みを希望する業務対象県内において、1棟又は複数棟からなる3階建以上20戸以上のR C造共同住宅の設計実績があること。
- ・実績確認期間内に、申し込みを希望する業務対象県内において、1,000㎡以上のR C造高齢者施設（老人ホーム、グループハウス等居住のための空間を持つものに限る）の設計実績があること。

(2)設計共同体

①上記(1)①及び②に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体で、それぞれの調査資料と併せ、「希望調査設計共同体参加申請書」（様式-1）により申請した者とします。

なお、指名プロポーザル方式による指名の都度「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平 16.7.1 付 34-14）の末尾に示された「〇〇業務△△・××設計共同体協定書」（様式-2）を締結し提出することとし、提出できない時は、提出された調査資料は無効とします。

②上記(1)③に掲げる技術者数については、設計共同体の構成員が常時雇用する技術者の合計数が要件を満たすこととします。

③上記(1)④に掲げる設計実績については、設計共同体の構成員の実績を合わせた実績が要件を満たすこととします。

④設計共同体を構成する者は、それぞれの事務所等の所在は問いません。（例えば、業務対象県内にのみ事務所がある者と業務対象県外にのみ事務所がある者との設計共同体も可能です。）

⑤設計共同体を希望する場合、同一申込区分において重複して設計共同体を構成して申込むこと及び設計共同体と単体企業の両方で申し込むことはできません。

なお、申込区分を違えて設計共同体と単体企業又は異なる設計共同体で申し込むことは可能とします。

4 調査資料の作成要領の交付

(1) 交付期間 平成 24 年 3 月 7 日（水）から平成 26 年 1 月 31 日（金）まで

(2) 交付方法及び交付場所等

① 当機構ホームページからのダウンロード

② 事務所交付

〒163-1382

東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

設計部企画チーム（担当 山口・八木沢）

TEL 03-5323-3179

（上記期間中の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日、午前10時から12時、午後1時から5時まで）

5 調査資料の受付方法

調査資料は、希望する申込区分を明記して作成し、提出して下さい。

(1) 受付（定期）

① 受付方法 **簡易書留による郵送**とし、持ち込みによる提出は受けません。

② 受付期間

平成24年3月8日（木）から平成24年3月23日（金）まで（必着）

③ 送付場所

〒163-1382

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー18階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

設計部企画チーム（担当 山口・八木沢）

TEL 03-5323-3179

(2) 調査資料に関するヒアリング等

調査資料は、「業務希望調査資料の作成要領」に基づいて作成して下さい。

業務実績の確認等のため、後日ヒアリング等を行うことがあります。

(3) 今回（定期）調査後の追加受付については、平成24年4月から随時行う予定として
います。詳細については、改めて掲示等でお知らせします。

6 その他

(1) この調査は、調査対象業務の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料
提出者への指名を約束もしくは予定するものではありません。

(2) 本調査に基づき指名され基本設計等業務を請負った者は、設計を担当した工事が設
計・施工一括方式で発注された場合、当該工事の受注者側の設計者にはなれませんので
ご承知おきください。

なお、本調査に基づき指名された場合に、参加辞退は自由であり、辞退しても不利益
となる取り扱いは致しません。

(3) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領
に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(4) 提出された調査資料は、返却しません。

以上

業務希望調査資料の作成要領

業務希望調査資料（以下「調査資料」という。）については、東日本賃貸住宅本部設計部において災害公営基本住宅設計等業務見込みを基に、当機構の関東地区における平成 23・24 年度の測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「建築設計」の認定を受けている者から、業務に係る競争参加希望を調査するもので、以下の点に留意し、作成して下さい。

なお、地理的条件及び技術的適正等については、それぞれ希望する区分毎に定める条件をよく確認した上で資料を作成して下さい。

1 調査資料の提出について

- (1) 調査資料の受付は、郵送のみとしています。受付期間内に、**簡易書留による郵送**にて下記送付場所まで郵送して下さい。なお、持ち込みによる提出は受け付けません。

（送付場所）

〒163-1382

東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー18階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

設計部企画チーム（担当 山口・八木沢）

TEL 03-5323-3179

- (2) 調査資料は、「調査票のセット方法」（14 頁参照）によりセットの上、提出して下さい。
- (3) 添付資料を含め、調査資料はすべて A4 サイズで作成して下さい。
- (4) 設計共同体での申込を希望される場合は、設計共同体の構成予定の事務所ごとに調査資料を作成し、「希望調査設計共同体参加申請書」（様式-1）を共同で作成の上、構成予定者の調査資料とセットして提出して下さい。

2 申込区分について

- (1) 希望する区分について、区分表に基づいて記入して下さい。
- (2) 複数の地区及び工法を希望する場合は、希望する区分全てを記入して下さい。
- (3) 申込区分を変えて単独企業体と設計共同体を構成して申込みを希望する場合は、記入欄を分けて、申込区分を記入して下さい。

3 本店、支店及び営業所等所在地について

建築士事務所登録している事務所所在地を記入して下さい。

4 技術者の配置状況等について

建築士登録している建築士の資格ごとに人数を記入して下さい。

5 過去 10 年間における業務実績

- (1) 希望する申込区分のうち、建物構造別の実績について記入して下さい。
木造については、要件に該当する戸数以上となる件数まで、ご記入ください。
また、RC造については、3種類の要件がありますが、それぞれの要件に該当する実績を、それぞれ1例ご記入ください。
なお、申込しない構造区分についての記入の必要はありません。
- (2) 業務実績は、調査資料の提出開始日前日までに完了している業務が対象となりますが、個別業務の規模等により相応の業務実績の有無を確認して指名の基礎資料とするため、複数の業務実績がある場合は、最も建物等の戸数の多い物件について記入して下さい。
- (3) 過去 10 年間とは、調査資料の提出日が属する年度の前年度から過去 10 年度分と調査資料提出開始日の前日までとします。
平成 13 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 7 日まで
- (4) 業務実績については、契約書（写し）等の業務を実施したことを証明する書類や設計図等で建物構造や戸数のわかる書類を添付して下さい。
なお、添付資料等に関して、原本の提示や資料の追加を求めることがあります。

6 その他

- (1) 本調査は、次回の定期受付による業務希望調査の実施までの間(最大 3 か年分)の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
なお、事業の進捗により期間の短縮変更があります。
- (2) 今回調査後の追加受付については、平成 24 年 4 月から随時行う予定としています。
詳細については、改めて掲示等でお知らせします。
- (3) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 調査対象の申込区分によっては、業務の発注がない場合があります。
- (5) 会社更生法又は民事更生法の手続を申し立てている者も調査資料を提出できますが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、基礎資料としません。
- (6) 調査資料提出後、合併、営業譲渡又は事務所分割等が行われた場合は、競争参加資格にかかる再審査の認定と調査資料の提出を行ってください。
- (7) 営業停止中又は指名停止中の者も調査資料の提出ができますが、当該停止期間中は基礎資料としません。
- (8) 提出された調査資料に虚偽の記載がある場合は、当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
なお、虚偽の記載により調査資料を提出し、受注した業務がある場合には、当該業

務は業務実績として認めません。

- (9) 提出された調査資料は返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し、資料を返却します。
- (10) 各災害公営住宅基本設計等業務発注においては、本調査に基づき指名を受けた者による「指名プロポーザル方式」による業者選定を予定します。
- (11) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)の施行により、当機構が取得した文書(例：業務希望調査提出資料など)は、開示請求者(例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書となります。
- (12) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料は提出できません。
(詳細は、機構 HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
- (13) 本調査に基づき指名され災害公営住宅基本設計等業務を請負った者は、設計を担当した工事が設計・施工一括方式で発注された場合、当該工事の受注者側の設計者にはなれませんので承知おきください。
なお、本調査に基づき指名された場合に、参加辞退は自由であり、辞退しても不利益な取り扱いは致しません。

以 上

希望調査設計共同体参加申請書

貴本部で行われる災害公営住宅設計業務希望調査について、設計共同体にて参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている業種

(会社名) _____

登録業種名	登録番号	登録年月日
	第 号	平成 年 月 日

登録等を受けている業種

(会社名) _____

登録業種名	登録番号	登録年月日
	第 号	平成 年 月 日

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部長 殿

共同企業体予定者

(代表者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電 話
F A X

印

(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

〇〇業務△△・××設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

一 都市再生機構東日本賃貸住宅本部発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。）

二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇業務△△・××設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、平成 年 月 日に成立し、〇〇業務の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

2 〇〇業務を請け負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る請負契約書が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 △△株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 ××株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、△△株式会社を代表者とする。

(代表者の名称)

第7条 当共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業が破産等(破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。)又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 △△株式会社

〇〇の〇〇業務 ××株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第 18 条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかじがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社他○社は、上記のとおり○○設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

××株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印